

浪江町農業委員会総会議事録 (令和7年12月定例会)

1 開催日時 令和7年12月22日(月)午後1時30分から午後1時59分

2 開催場所 浪江町役場 大会議室

3 出席委員(12人) 欠席委員(0人)

会長	4番	菅野 富美恵	(出)
会長職務代理者	1番	鈴木 敬二郎	(出)
委員	2番	松田 孝司	(出)
	3番	岡 高志	(出)
	5番	中野 弘寿	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	高野 順	(出)
	8番	加藤 修	(出)
	9番	川島 優	(出)
	10番	柴野 正男	(出)
	11番	武藤 栄治	(出)
	12番	三瓶 徳久	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員 出席委員(10人) 欠席委員(9人)

浪江地区担当	畠山 行男	(出)	大堀地区担当	山田 勝広	(欠)
浪江地区担当	佐川 洋一	(欠)	大堀地区担当	半谷 祥一	(欠)
浪江地区担当	緒形 亘	(欠)	苅野地区担当	藤田 一宏	(欠)
幾世橋地区担当	鎌田 光男	(欠)	苅野地区担当	高野 諭吉	(欠)
幾世橋地区担当	廣内 忍	(欠)	苅野地区担当	吉田 あや子	(出)
幾世橋地区担当	安部 正之	(出)	苅野地区担当	松本 善郎	(出)
幾世橋地区担当	木幡 裕秋	(出)	苅野地区担当	笠井 宏光	(出)
請戸地区担当	脇坂 薫	(出)	津島地区担当	今野 勝彦	(出)
請戸地区担当	荒川 勝己	(出)	津島地区担当	木幡 一郎	(出)
大堀地区担当	遠藤 定郎	(欠)			

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	2件
議案第2号	浪江農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について	
議案第3号	利用状況調査による非農地判断について	
議案第4号	浪江町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について	
議案第5号	浪江町農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について	

6 事務局職員

事務局長	大浦 龍爾
事務局次長	長沼 和也
事務局係長	国分 丈典
事務局員	七海 遼哉
事務局員	三浦 久幸
事務局員	紺野 ゆかり

議長 それでは、只今より 12 月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は 12 名でございます。また、推進委員数は 10 名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。

まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり 6 番小澤委員および 8 番加藤委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第 1 号 1 番 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。
議案書の 2 ページをご覧ください。(議案書 2 ページ 読み上げ)

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

木幡推進委員 津島地区担当の木幡です。
12 月 17 日譲渡人〇〇さんに電話で聞き取りを行いました。伊達市に居住しており、津島地区は帰還困難区域であるため行き来が大変である。自宅は解体したが、農地の除染は始まっていない。自分が高齢になり、息子に生前一括贈与することに決めたそうです。
12 月 17 日譲受人〇〇さんにも聞き取りを行いました。同居の父も高齢であるため、生前一括贈与を受けることに決めました。帰還困難区域であるため、解除となったら農地の管理を行っていききたいとのことでした。
以上です。よろしく申し上げます。

議長 事務局及び地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。
議案第 1 号 1 番に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第 1 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第1号2番 について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。(議案書2ページ 読み上げ)

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員より説明をお願いします。

畠山推進委員

浪江地区担当の畠山です。

12月12日譲渡人〇〇さんに聞き取りを行いました。平成30年に申請地を相続しました。いわき市に居住しており、農業の経験もないとのこと。除染後、申請地は業者に管理を頼んでいましたが、費用面でも維持が大変であるため、知人に譲渡先の紹介を頼んでいたそうです。

12月13日譲受人〇〇さんに聞き取りを行いました。会社経営の傍ら、休日には両親の農作業を手伝っているそうです。申請地を知人から紹介され、会社からも近く、将来農産物の販売も考えていることから、取得することにしました。トラクター等の農機具は所有していますし、両親や妻、地域の方にも手伝ってもらい営農したいと考えています。申請地の現状は、樹の切り株が多数残っていますが、抜根・整地を行い、できるだけ早く作付けを行いたいそうです。近くのエゴマ栽培農家の方に教えて頂きながら、無農薬でエゴマの栽培をして、販売をする計画です。

以上が聞き取りの報告です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第1号2番に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第1号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第2号 浪江農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 24 ページ 読み上げ)

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小澤委員 はい。(挙手)

議長 小澤委員。

小澤委員 関係者の取り扱いについて、確認させてください。

議長 事務局の説明をお願いします。

事務局 農業振興地域整備計画の変更は、町部局の事務となっています。町部局から農業委員会に対して意見を求めるものです。浪江町農業委員会は、農用地区域除外も受け付けており、併任を受けている職員が担当しています。しかし今回は、農業意見に対する意見照会なので、申請者は分からないものであり、退席を求める関係者には当たらないと判断しました。

議長 よろしいでしょうか。

小澤委員 分かりました。

議長 その他、質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第 2 号に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第 2 号に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第 3 号 利用状況調査による非農地判断についてですが、推進委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、〇〇推進委員の退席を求めます。
暫時休議いたします。
(〇〇推進委員退席)
再開いたします。

議案第3号について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書41ページ 読み上げ)
※ 合計面積 43ページ読み上げ
※ 農地パトロールの結果を踏まえていますが、所有者が死亡している場合や管理者が分からない、もしくは調査している場合は、外しています。室原地区については、農業土木係より全農地についてはほ場整備の有無を検討しているところであり、ほ場整備の予定地であるため非農地判断から外してあります。また、外した農地については、基盤整備が必要な黄区分農地としています。
説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

鈴木委員 はい。(挙手)

議長 鈴木委員。

鈴木委員 確認です。農地パトロールで復元できない農地が該当しているということですね。管理耕作が終わって雑草が繁茂している農地もあったのですが、草刈りをすれば復元できるので、そのような農地は挙げられていないということでしょうか。

議長 事務局の説明をお願いします。

事務局 草刈り等ですぐ復元できる農地は、1号遊休農地緑区分となります。1号遊休農地黄区分は、重機を入れて基盤整備しないと復元できないものとなります。再生困難な農地とは、山林化等して農地の復元に労力を要するものや地形が不利で復元しても継続して利用が困難なものが該当します。
みなさんに農地パトロールで再生困難と判断頂いた農地が挙げられています。

議長 鈴木委員、よろしいでしょうか。

鈴木委員 了解いたしました。1号遊休農地緑区分に対しては、農業委員会から通知はあるのか確認させてください。

議長 事務局お願いします。

事務局 1号遊休農地である緑区分、黄区分共に農地法で定められている利用意向調査を実施します。所有者不明のものを除き、所有者が確知しているものについて文書発送の準備をしています。

議長 鈴木委員。

鈴木委員 ありがとうございます。

議長 その他、質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第 3 号に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第 3 号に原案のとおり承認を与えます。

ここで〇〇推進委員の入室を認めます。暫時休議いたします。
(〇〇推進委員入室)

つづきまして、
議案第 4 号 浪江町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 57 ページ読み上げ)

津島地区で欠員が生じた農地利用最適化推進委員について、令和 7 年 10 月 1 日から同年 10 月 31 日までの 1 か月間、欠員募集を行い、1 名の募集に対し 1 名の推薦がありました。

11 月 20 日の農地利用最適化推進委員選考委員会において、菅野かんの
かつとし一利さんが候補者に決定しましたので、今回議案を上程いたします。

なお、承認いただけました場合、定例会終了後に委嘱状交付式を予定しております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第4号に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第4号に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第5号 浪江町農地利用最適化推進委員の辞任 について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

議案書の59ページをご覧ください。(議案書59ページ 読み上げ)

辞任理由は、健康上の理由によるものと伺っております。
農地利用最適化推進委員の補充につきましては、「浪江町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則」第9条の規定により、欠員が生じたときは、速やかに推進委員の補充に努めなければならないとされております。

また、苧野地区の委員・推進委員に聴き取りを行い、皆さまからも補充が必要とのご意見をいただいておりますので、本案件に同意いただけました後、募集の準備を進めさせていただければと考えております。

なお、今後のスケジュールとしましては、1月5日から2月4日を募集期間とし、2月定例会終了後に「選考委員会」を開催、3月定例会に議案として上程し、決議後に推進委員の委嘱を予定しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第5号に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第5号に原案のとおり承認を与えます。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了しました。

令和7年12月22日

開始時刻 午後1時30分

終了時刻 午後1時59分

議 長

議事録署名人 (6番)

議事録署名人 (8番)